

令和2年山梨県産業連関表作成特別調査

商品流通調査（製造業）記入手引

調査票記入の注意事項
調査品目表

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。
この調査票は、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。

令和3年11月



山梨県 県民生活部 統計調査課

I 商品流通調査の概要

1. 調査の目的

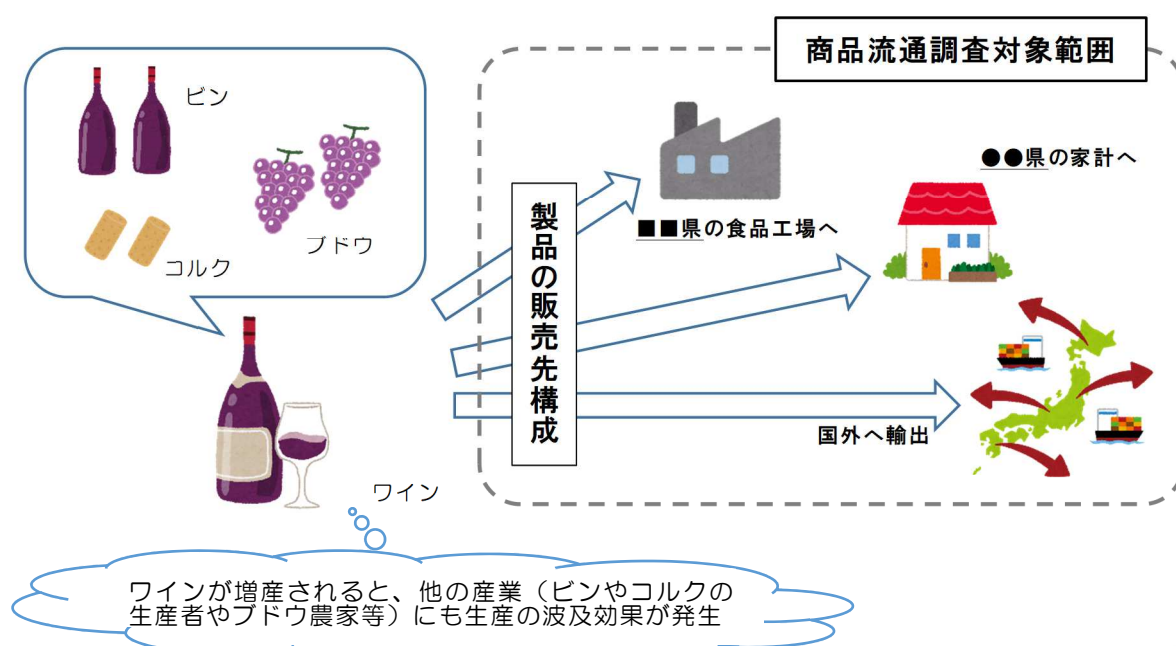
商品流通調査は、通常、5年に一度（前回調査は、平成28年9月）実施し、製造業の生産品（商品）における地域間の取引状況を明らかにし、山梨県にて作成する産業連関表^{※1}作成のための基礎資料とすることを目的とします。

※1：産業連関表

産業連関表とは、山梨県において1年間に行われた財・サービスの産業間取引を行と列の形で示した統計表です。

例えば、ワインを生産する際には、ブドウ、ビンやコルクなど、様々な原材料が必要になります。産業連関表では、すべての産業が購入した原材料等の金額及び生産された製品が、どこで消費されたかを産業別に掲載しています。これを利用することによって、ある産業において生産を行った場合の他産業に対する生産波及効果を計測する、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能になります。公共投資、IT投資などによる経済効果や、大きなイベント等による経済の波及効果などがわかります。

本調査は、貴事業所が生産された製品がどの地域で消費されたかを調査するものです。本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます。



Ⅱ 調査票記入上の一般的注意事項

1. 数字は全て「1, 2, 3, 」のように算用数字で明瞭に記入してください。
2. 金額で記入する項目については、千円単位で記入し、単位未満は四捨五入してください。
3. この調査票は、令和2(2020)年(1月1日～12月31日)の1年分について記入してください。ただし、この期間で記入が困難な場合は、令和2年を最も多く含む会計期間(事業年度)について記入してください。
4. 調査事項の中で、貴事業所では記入困難な項目については、本社等と連絡のうえ記入してください。

Ⅲ 調査項目別注意事項

貴事業所で生産された製品について、調査票に印字されている「品目名」及び「品目コード」ごとに、当冊子P. 7～30の付表－商品流通調査品目表の「品目例示」を参考にまとめて記入してください。

◆調査票に印字されている品目以外にも生産している製品がある場合

→ 付表の「品目例示」を参考に「品目」・「品目コード」を空欄に追記して記入してください。

◆調査票に印字されている品目を生産していない場合

→ 「自工場生産額」に「0(ゼロ)」を記入するとともに、印字されている「品目」・「品目コード」に＝線(二重線)を引いて消してください。

◆単純に一つの欄に記入できない場合(同一品目でも型違い等で区別している場合等)

→ 同一の「品目」・「品目コード」を用いて、一つは印字されている欄に、以降は追記してそれぞれの金額を記入してください。

いずれの項目も可能な限り、数量×工場出荷価格(消費税抜き)で計算してください。加工賃の場合は、数量×加工賃、または、加工賃収入で計算してください。

なお、工場出荷価格や加工賃で単純に記載できない場合は、調査票右下の備考記入欄に、記載していただいた方法(例:内国消費税抜き等)を記入してください。

※ 生産動態統計調査では消費税込みで回答いただきますが、本調査では消費税抜きで回答をお願いします。

1. 金額の記入方法

工場出荷価格で記入できる場合は 1. 出荷額を、受託生産等により委託元からの加工賃でしか把握できない場合は 2. 加工賃を、品目ごとに○で囲んでください。

※ 賃加工の場合でも、委託元への聞き取り等により把握できる場合は、出来るだけ「工場出荷価格」（1. 出荷額）で記入してください。

2. 消費税の扱い

記入した金額が、消費税「抜き」か「込み」かを○で囲んでください。

原則「抜き」で記入をお願いします。

3. 自工場生産額（＝自工場生産数量×工場出荷価格）

「品目名」欄に記入した品目について、貴事業所で生産した年間の生産額を記入してください。

貴事業所内で消費したもの（下記「4. うち自工場消費額」）も含めてください。輸入品及び同一企業内の他工場や下請系列からの受入、他企業からの購入は含めないでください。

【項目に含めるもの】
他から受託して生産したもの

【項目に含めないもの】
「貴事業所が他に委託して生産させたもの」
※実際に生産した受託者の側で生産に計上しますので、ここには含めないでください

4. うち自工場消費額（＝消費数量×工場出荷価格）

「3. 自工場生産額」のうち、貴事業所内で生産している他製品の原材料や研究開発用等に消費した分について、自工場消費額として記入してください。

【項目に含めるもの】
自工場で生産し、出荷せずに自工場
で生産している他製品の原材料
となる中間製品

【項目に含めないもの】
・他工場から受入れた原材料
・他工場から購入した原材料
・他工場に出荷した原材料

5. うち輸出向出荷額（＝輸出数量×工場出荷価格）

「3. 自工場生産額」のうち、貴事業所から直接または輸出商社等を通じて輸出したもの、あるいは輸出用として輸出商社等へ販売したものを記入してください。

6. うち国内向出荷額 (＝出荷数量×工場出荷価格)

「3. 自工場生産額」のうち、国内向けに出荷したものを記入してください。
貴事業所から出荷したもののうち、前項「5. うち輸出向出荷額」を除いたものとなります。

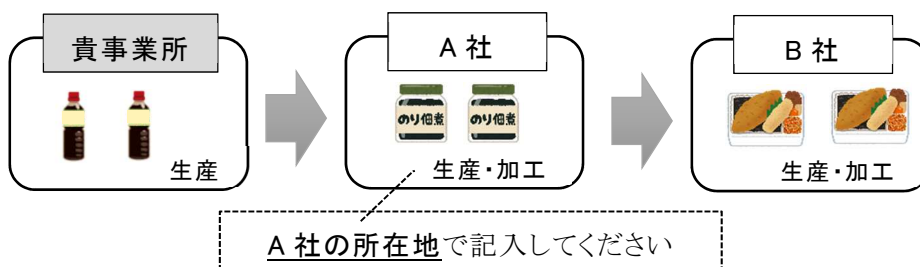
【項目に含めるもの】
同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

7. 消費地別構成比

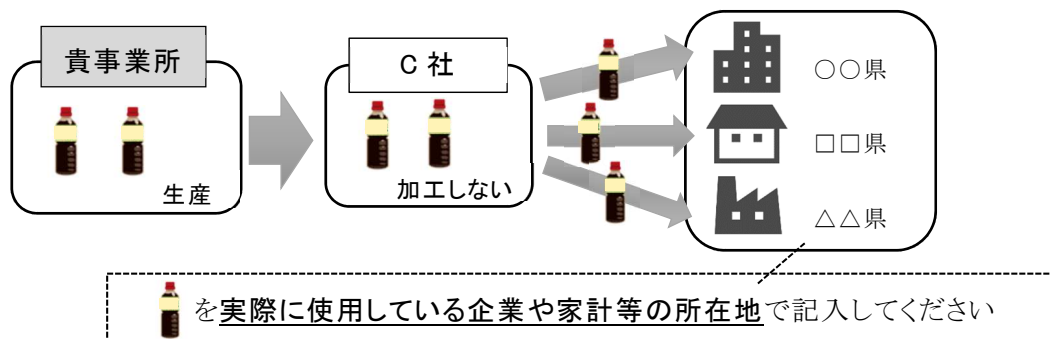
「6. うち国内向出荷額」の消費地別構成比を、合計が100.0%となるように、小数点以下1桁まで記入してください。

この欄は、貴事業所で生産された製品が「最終的にどの地域の企業や消費者に消費(出荷)されたか」について記入してください。卸・小売業者等の仲介業者の所在地ではなく、製品の最終消費(出荷)先になります。

◆貴事業所の製品が「部分品・中間製品(次工程に組み込まれるもの)」の場合
：同製品を原材料として用いて、次工程の生産活動を行う地域を記入。



◆貴事業所の製品が「最終製品(それ以上加工されないもの)」の場合
：同製品を購入して、実際に使用する企業や消費者の所在する地域を記入。



◆貴事業所が受託生産を行っている場合

①発注事業所がその製品に対し、さらに加工等を加える場合

：発注事業所の所在する地域を記入。

②発注事業所は加工等を行わず、保管するのみで各地域の事業所へそのまま出荷（2ページ※3参照）しているような場合

：各地域の事業所の所在する地域を記入。

※貴事業所で記入が困難な場合は、発注事業所に照会を行うなどして割合を記入してください。

◆流通業者・流通センター等に対して一括して納入している場合

：納入先へ最終消費地の照会を行うなどして、出来る限り地域ごとに記入してください。

どうしても地域別データが把握できない場合には、**記入者の経験に基づき可能な範囲で消費先を推計して記入**してください。

都道府県別には不明だが、東北地域や関東地域など大きい地域区分であれば把握しているという場合には、各地域の「不明」欄に、また、一部の都道府県のみが不明な場合も、可能な限り都道府県別に記入し、残りを各地域の「不明」欄に記入してください。

8. その他

■「問い合わせ先」

記入事項についての確認など問い合わせの際に使用しますので、**記入者の氏名、所属部署名、連絡先**を必ず記入してください。

■「備考記入欄」

休業中、操業準備中、操業開始後未出荷など、調査票情報に関わる特記事項などを記入してください。

例：・休業中のため出荷をしていない。

・操業開始後未出荷のため出荷をしていない。

・酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の納付税額抜きで記入。

・国内向出荷額は「税込み」で回答したが、輸出向出荷額は直接輸出のため「税抜き」となっている。

・輸出向出荷額は、直接輸出の税抜き額と商社経由で出荷した税込む額が混在している。 等